

亀山市告示第173号

亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

（令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に接種した予防接種に関する特例）

- 3 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に接種した予防接種に係る助成金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、予防接種に要した費用又は予防接種の自己負担金の額とする。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。